4　ＯＧＭ新会員権の預託金の取扱い等
⑴　上記３に従ってＯＧＭ新会員権を取得したゴルフ会員債権者のＯＧＭ預託金は、ＯＧＭ新会則に従い、入会後10年間据え置くものとし、当該会員がＯＧＭに対して退会届出を提出し退会手続が完了して会員資格を喪失した後３か月以内（入会後10年を経過する前に退会した場合には、入会後10年を経過した後になされた返還請求日から３か月以内）にＯＧＭより返還するものとする。
⑵　ＯＧＭ預託金には、10年間の据置期間経過後の上記⑴に規定する返還期限まで利息を付さない。

第５章　未確定の更生債権等の取扱い
第１節　未確定の更生担保権
未確定の更生担保権はない。
第２節　未確定の一般更生債権
第１　未確定の更生債権の件数及び債権額等
未確定の更生債権の件数及び債権額等は、別表11に記載のとおりである。
第２　権利の変更及び弁済方法
未確定の一般更生債権が確定したときは、第４章の定めを適用する。
但し、免除については、第４章第４節又は同章第５節に定める免除の時又は更生債権確定日のいずれか遅い日に、これを受けるものとし、弁済については、第４章第４節又は同章第５節に定める各弁済の日又は更生債権確定日から１か月を経過した日に、これを行う。

第６章　更生会社の措置
第１節　定款の変更
更生会社の定款を、別表14のとおり変更する。
第２節　株主の権利の変更
第１　更生会社による株式の取得
更生会社は、更生計画認可決定の確定日に、更生会社の発行済株式全部を無償で取得する。
第２　発行済み株式の消却
更生会社は、更生計画認可決定の確定日の属する月の末日に、本節第１によって取得した自己株式全部を消却する。
第３　資本金の減少
更生会社は、資本金の額を、次のとおり減少する。
１　減少する資本金の額　　3000万円
２　資本金の額の減少が効力を生ずる日
資本金の額の減少は、更生計画認可決定の確定日の属する月の末日にその効力を生ずる。
第４　募集株式の発行
更生会社は、次のとおり募集株式を発行する。
１　募集株式の種類及び数
普通株式　１株
２　募集株式の払込金額　　１円
３　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日
更生計画認可決定の確定日の属する月の末日
４　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　　１円
増加する資本準備金　　０円
５　募集株式の割当に関する事項
管財人が裁判所の許可を得て決定する。
第５　株主の権利
更生手続中は、株主に対する配当は行わない。
第３節　役員の選任等（省略）
第４節　会社分割
第１　会社分割の概要
更生会社は、本節第２以下の条件に従い、吸収分割による会社分割（以下、「本件会社分割」という。）を行い、本件ゴルフ場にかかる更生会社の事業を会社分割による承継会社（以下、「承継会社」という。）に承継させる。
但し、管財人は、会社分割の分割期日（以下、「分割期日」という。）までの間に、裁判所の許可を得て、本節に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。
第２　承継会社の商号及び目的等
商号
奈良ＯＧＭゴルフ倶楽部株式会社
本店所在地
東京都港区浜松町２丁目４番１号
目的
ゴルフ場及びその付属施設の建設並びにその運営事業、スポーツ施設、宿泊施設、温浴施設、医療・社会教育等の各施設の経営、飲食店の経営、ゴルフ場会員の募集企画、募集並びに募集代行、ゴルフ場会員の売買仲介並びにその斡旋事業などの事業及びそれらの事業に付帯する一切の事業を行うこと
発行可能株式総数　10000株
第３　承継会社の取締役の氏名（省略）
第４　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
承継会社は、本件会社分割により、更生会社の本件ゴルフ事業を承継する。
１　承継する資産
承継会社は、下記の非承継資産を除く更生会社の一切の資産を承継する。
但し、承継会社は更生会社に対し、承継会社が更生会社より承継する在庫商品にかかる仕入代金相当額を支払うものとする。
記
⑴　分割期日における更生会社の現預金
⑵　分割期日の前日までに発生した更生会社の売掛債権及びその他の未収債権（ゴルフクラブ年会費請求権のうち分割期日以降にかかる部分を除く。）
⑶　更生会社に不動産賃借物件がある場合の賃借権（但し、管財人とＯＧＭとの間で合意するものを除く。）
２　承継する債務
承継会社は、分割期日において発生している更生会社の債務のうちの下記の債務を免責的債務引受の方法により承継する。
記
⑴　更生会社において発注済みの未納仕入商品にかかる仕入代金支払債務
⑵　分割期日の前日までにＯＧＭの要請によりＯＧＭ又はＯＧＭの関係会社がスポンサー契約に基づいて更生会社に対して設備投資資金の貸付を行った場合の当該借入債務
３　承継する契約その他の権利義務に関する事項
⑴　承継する契約
承継会社は、管財人とＯＧＭとの間で合意する本件ゴルフ場にかかる更生会社の事業のために必要な契約を承継する。
⑵　固定資産税・都市計画税等の精算
固定資産税・都市計画税等の公租公課及び賦課金・負担金等については、その宛名名義の如何にかかわらず、分割期日の前日までにかかる分は更生会社の負担とし、分割期日以降にかかる分は、承継会社の負担とする。
⑶　許認可の承継
承継会社は、更生会社が行政庁から取得している許可、認可、免許等、本件ゴルフ場にかかる許認可にかかる権利義務を更生会社より承継する。但し、ＯＧＭとの合意及び行政庁の承認によりＯＧＭが承継する許認可に関しては、この限りでない。
第５　分割期日
本件会社分割における分割期日は、平成23年３月１日とする。
但し、平成23年１月末日までに更生計画認可決定が確定しなかったときは、管財人は、裁判所の許可を得て、分割期日を変更することができる。
第６　吸収分割に際し交付される金員
更生会社は、承継会社より、分割期日に、分割交付金として、管財人とＯＧＭとの間の基本合意書に記載された更生会社の共益債権、更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金に充てるための支援額の支払いを受ける。
第５節　更生会社の解散及び清算
第１　更生会社の解散
更生会社は、本件会社分割の分割期日の翌日をもって解散する。